

北海道根室高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校としては、いじめに対してどの生徒にも起こりえるという危機意識を持ち、いじめを絶対に許さないという共通認識のもと、生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策のための組織

- 1) いじめの防止等の対策のために「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- 2) 構成員は、教頭、生徒指導部長、教務部長、学年主任、当該担任、教育相談担当者、養護教諭、その他（部活動顧問、生徒指導部員等）とし、委員長は教頭が務める。また、場合によっては心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察等と連携を図り問題解決に努める。
- 3) 委員会の活動内容は、以下の通りとする。
 - ①未然防止の推進など学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - ②教職員の共通理解と意識啓発
 - ③いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ④発見されたいじめ事案への対応（生徒指導部と連携）
 - ⑤構成員の決定
 - ⑥重大事態への対応（国が示したフローチャートに従い、学校設置者の判断に応じて動く）
- 4) 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は臨時開催とする。

4 いじめの未然防止

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。本校では、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があることを認識し、以下のことを心掛けて未然防止に努める。

- 1) 規範意識を高め、基礎学力を身につけ、自己有用感を獲得できる教育活動の充実を図る。
- 2) コミュニケーション能力を養い、お互いに尊重できる人間関係の構築を図る。
- 3) 生徒が相談しやすい環境づくりに努め、ストレスに対処できるよう支援する。
- 4) 教職員の不適切または差別的な認識や言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。

5) 教職員の研修を深め、道徳教育や情報モラルに関する指導法の充実に努める。

5 いじめの早期発見

早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。本校では、生徒との信頼関係を大切にし、以下のことを心掛けて早期発見に努める。

- 1) 教職員が生徒のささいな変化に気づき、教職員間で情報交換や相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 2) 生徒との信頼関係を大切にし、生徒が相談しやすい環境を充実させる。
- 3) 定期的実施している QU テストやいじめ調査、健康調査の効果的な活用に努める。
- 4) 家庭や地域と連携して生徒のささいな変化に気づき、情報を共有し、一緒に対応できるよう努める。

6 いじめに対する措置

いじめの事実の有無の確認およびいじめがあったことが確認された後の対応について、以下のとおり適切な措置をとる。

- 1) いじめの事実に関する情報を得た教職員は生徒指導部長に報告する。生徒指導部長は教頭・当該担任・当該学年主任と協議し、当該学年団と協力していじめの事実の有無を確認する。
- 2) いじめがあったことが確認された場合、教頭と生徒指導部長、当該学年主任は当該担任・当該学年団による注意・指導で解決を図ることができる事案かどうかを判断し、解決を図ることができないと判断した場合は、臨時いじめ防止対策委員会を開催する。
- 3) 臨時いじめ防止対策委員会では、いじめの事実を集約し対応方針および指導・支援体制の確認を行う。また、事案によっては生徒指導部や警察等と連携する。対応方針および指導・支援体制について全教職員へ情報の共有を図り、いじめの防止・解決・再発防止に向けて学校全体で取り組む。

①生徒への指導・支援について

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

②保護者との連携について

- ・つながりある教職員を中心に、即日、関係生徒の家庭訪問を行い、事実確認を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

7 重大事態への対処

いじめの事案が「重大事態」と判断された場合、国が示したフローチャートに従い、学校設置者の判断に応じて対応する。「重大事態」について以下の通りとする。

- 1) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

8 いじめ防止指導計画

月	主な学校行事	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	入学式、宿泊研修(1年)	
5月	高体連	QUテスト、いじめ調査
6月	前期中間考査、学校祭準備	
7月	学校祭	面談週間
8月		夏季休業明け健康調査
9月	前期期末考査、体育大会	
10月	インターンシップ(2年商業)	QUテスト(1年)
11月	見学旅行(2年)	いじめ調査
12月	後期中間考査	QUテスト(2年)、面談週間
1月		冬季休業明け健康調査
2月	後期期末考査	
3月	卒業証書授与式	